

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における、財団の役職員、財団の賛助会員、財団への寄付者等に係る個人情報、その他財団が事業の遂行に伴い入手する個人情報の適正な取扱いを確保するために定めたものである。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団特定個人情報等取扱規程に定めるところに従うものとし、財団が事業として遂行する iPS 細胞ストック・プロジェクトに係る検体提供者関連の個人情報の取扱いについては、iPS 細胞ストック及びその分化細胞のゲノムデータ等各種解析情報の取扱いに関する基本方針及び取扱いルールに定めるところに従うものとする。また、寄付者及び寄付をご検討くださる方についての個人情報及び個人関連情報（外部送信情報）については、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団プライバシーポリシー及び公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団外部送信情報の取扱いについて定めるところに従うものとする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当

てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この規程において「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。）をいう。
 - （１）不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - （２）不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
 - （３）生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- 5 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
 - （１）国の機関
 - （２）地方公共団体
 - （３）独立行政法人等（法別表第二に掲げる法人を除く。）
 - （４）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２１条第１号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第２号若しくは第３号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）
- 6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 7 この規程において「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。
 - （１）当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - （２）当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、

又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

10 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

11 この規程において「個人関連情報データベース等」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

12 この規程において「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理す

ることにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

- 1 3 この規程において「匿名加工情報データベース等」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- 1 4 この規程において「役職員」とは、財団の組織内にあって直接又は間接に財団の指揮監督を受けて財団の業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（職員、非常勤職員等）のみならず、財団との間に雇用関係のない者（理事、監事、評議員、派遣職員、出向者等）を含む。
- 1 5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 1 6 この規程において「iPS細胞ストック・プロジェクト」とは、組織提供者の体細胞組織より作製したiPS細胞を再生医療に用いるために保管し、必要に応じて、国内外の医療機関、研究機関、企業等に対して提供すると共に、これらの機関と研究を行う財団により実施されるプロジェクトをいう。
- 1 7 この規程において「財団の賛助会員」とは、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団賛助会員規程において対象とする、財団の理念に賛同し、これを援助する個人をいう。
- 1 8 この規程において「財団への寄付者」とは、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団寄付金等取扱規程において対象とする、財団への寄付を行う個人をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、個人情報を取り扱う財団の役職員に適用する。

（規程等の遵守）

第4条 役職員は、この規程、関係法令、対象契約その他の規範を遵守し、かつ、個人情報の保護に努めるものとし、個人情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩してはならない。

第2章 個人情報保護の管理体制

（安全管理体制）

第5条 個人情報の取扱い（取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等の作業をいう。以下同じ。）に関する管理責任者として個人情報保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置

き、総務室長をもって充てる。

- 2 保護責任者は、個人情報につき、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して、合理的な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じるとともに、個人データを取り扱う役職員に対し、個人データの取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 3 保護責任者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、個人データを取り扱う権限を有する役職員及びその権限の内容を、当該個人データを取り扱ううえで必要最小限の範囲に限るものとする。
- 4 前項の規定により個人データを取り扱う権限を有する役職員以外の者は、個人データを取り扱ってはならない。
- 5 保護責任者は、個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善をする上で監査を定期的に受け、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 保護責任者は、監査の結果を踏まえ、個人情報に関する社会通念の変化及び情報技術の進歩に応じた個人情報の安全管理措置の見直し及び改善を図るものとする。
- 7 各部署の長は、当該部署における個人情報の取扱いにつき、管理責任を負う。

第3章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

- 第6条 役職員は、職務上個人情報を作成し、又は取得するにあたっては、財団の業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第7条 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ

り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人情報とを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第8条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第9条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報とを取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報とを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（財団と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における学術研究機関等、報道機関、著述を

業として行う者、宗教団体若しくは政治団体に相当する者により法において認められる範囲内で公開されている場合

- (8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (9) 法第27条第5項各号（法第41条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び法第42条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第10条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより財団又は役職員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

第11条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第12条 役職員は、第5条第3項による制限を受けていない場合に限り、個人データを取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、保護責任者が個人デー

タの秘匿性等その内容に応じて必要と認める場合に限り取り扱うことができるものとし、この場合、役職員は、保護責任者の指示に従い取り扱うものとする。

- (1) 個人データの複製
 - (2) 個人データの送信
 - (3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 役職員は、保護責任者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。
- 3 役職員は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（委託先における安全管理措置）

- 第13条 財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、財団と同等の措置が委託先において適切に講じられていることを確認のうえ委託するものとする。
- 2 委託先が財団の許諾を得て個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託するときには、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督をおこなっているかについて監督するものとする。

（漏えい等の報告等）

- 第14条 役職員は、個人データ（電磁的記録に限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損その他の個人データの安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団情報インシデント対応実施要領に基づき、適切に対応するものとし、本人の権利利益を害するおそれが大きい場合は、法の定めるところにより、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対して当該事案について通知するものとする。
- 2 役職員は、電磁的記録ではない個人データの漏えい、滅失若しくは毀損その他の個人データの安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合は、前項に準じて対応するものとする。

（第三者提供の制限）

- 第15条 財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（財団と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (7) 当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 財団は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第9条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- (1) 財団の名称、住所及び理事長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

- 3 財団は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号から第9号までに掲げる事項を変更するときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、保護責任者を通じて個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 財団は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更するときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第16条 前条にかかわらず、財団が外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第1項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。この場合、あらかじめ本人に対し、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、財団が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条を適用するものとする。
- 3 第1項及び前項にかかわらず、外国にある事業者が適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置(以下「相当措置」という。)を講じている場合であって、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するこ

ととされている場合には、前条を適用するものとする。

- 4 前項における「適切かつ合理的な方法」、「相当措置」、「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」及び「本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供」は、別途財団の定める方法に従う。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第17条 財団は、個人データを第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第19条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第15条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 役職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第18条 保護責任者は、役職員が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 保護責任者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 保護責任者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

- 第19条 役職員は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第15条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより保護責任者が確認することを経ないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
 - (1) 当該第三者が財団から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データ

として取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第16条第3項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとされ」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により保護責任者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第4章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

(保有個人データの開示)

第20条 本人からの当該本人が識別される保有個人データの開示の請求の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法
- (3) その他財団が定める方法

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示に係る請求を受けたときは、当該本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 財団は、前項の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合において、財団は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第17条第1項及び第18条第2項の記録（次の各号に掲げるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（保有個人データの訂正等）

第21条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 財団は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合において、財団は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第22条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第7条若しくは第8条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第9条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第15条第1項又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データ

の第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 財団は、本人から、次の各号のいずれかの理由によって、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(1) 当該本人が識別される保有個人データを財団が利用する必要がなくなった場合

(2) 当該本人が識別される保有個人データに係る法第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合

(3) その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- 4 財団は、第1項若しくは前項の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは前項の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合において、財団は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

(開示等の請求等に係る手続)

第23条 保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る手続に関しては、別途定めるものとする。

(苦情処理)

第24条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第5章 加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第25条 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。

以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 役職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 役職員は、第7条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第6条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第10条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 役職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第11条の規定は、適用しない。
- 6 役職員は、第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第15条第4項中「前各項」とあるのは「第25条第6項」と、同項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第17条第1項ただし書中「第15条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第15条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第18条第1項ただし書中「第15条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第15条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第6条第2項、第14条及び第20条から第23条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第26条 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第15条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第26条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第12条、第13条、第24条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(匿名加工情報の作成等)

第27条 役職員は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 役職員は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 役職員は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 役職員は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 役職員は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 役職員は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要

かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に必要な事項は理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。